

消費税^{国税}・地方消費税^{県税}

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。

消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税されます。地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実などのために設けられたもので、国内取引に課される譲渡割と輸入取引に課される貨物割があります。

消費税は、事業者が納める税金ですが、商品などの価格に上乗せされ、最終的には消費者の負担となります。

なお、消費税の収入については、地方交付税法の定めによるほか、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化の対策に要する経費（社会保障4経費）に充てられることとされています。

令和元年10月1日より、消費税率及び地方消費税率が引き上げられ、この引き上げと同時に「酒類・外食を除く飲食料品の譲渡」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡」を対象に軽減税率制度が実施されています。

1 納める方は

①国内取引

資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供を事業として対価を得て行う個人事業者と法人

②輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取る方

2 納める額は

●消費税

①国内取引

原則として 課税売上げ(税抜き) × 税率(※1) - 課税仕入れ(税抜き) × 税率(※1)

なお、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度（みなし仕入れ率）が選べます（簡易課税制度を適用する場合には、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。）。

②輸入取引

(関税課税価格 + 関税等) × 税率(※1)

●地方消費税

消費税額 × 税率(※2)

		消費税（※1）	地方消費税（※2）	合計
令和元年10月1日～	標準税率	7.8%	22/78 (2.2%)	10%
	軽減税率	6.24%	22/78 (1.76%)	8%

3 申告と納税は

①国内取引

・個人事業者

原則として、1月1日～12月31日の期間分として、翌年の3月末日までに税務署に確定申告し、納めます。

・法人

原則として、課税期間の末日の翌日から2か月以内に税務署に確定申告し、納めます。

※「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することができます。

②輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取るまでに、所轄の税関に申告し、納めます。

●非課税取引とは

土地の譲渡・貸付け、社債・株式等の譲渡、プリペイドカード・商品券等の譲渡、行政手数料、社会保険医療、助産、埋葬料・火葬料、住宅の貸付けなどの取引には課税されません。

●輸出免税とは

課税事業者が、輸出取引や国際輸送などの輸出に類似する取引として行う課税資産の譲渡等については、消費税が免除されます。

●免税事業者とは

基準期間(個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々年事業年度)の課税売上高が、1,000万円以下の事業者は納税義務が免除されます(インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。)。

ただし、新たに法人を設立した2年間は、その事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が、1,000万円以上である法人については、納税義務が免除されません。

また、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度からは、前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6ヶ月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、納税義務が免除されないこととされました。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

さらに、平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、一定の要件に該当する特定新規設立法人について納税義務が免除されません。

●中間申告納付とは

直前課税期間における年税額(国税分の税額で判定)に応じて、中間申告と納税が必要です。

直前課税期間における年税額	48万円以下	48万円超～400万円以下	400万円超～4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要※	年 1 回	年 3 回	年 11 回
中間申告納付額		直前課税期間の年税額の1/2	直前課税期間の年税額の1/4	直前課税期間の年税額の1/12

※なお、任意に中間申告(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

●都道府県への払い込みは

国は、地方消費税の納付があった月の翌々月の末日までに、都道府県に払い込みます。それに伴い、都道府県は、徴収取扱費を国に支払います。

●地方消費税の清算とは

各都道府県に納付された地方消費税は消費に関連した基準(商業統計の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額等)によって、都道府県間において清算を行います。

●地方消費税の市町への交付は

上記の清算を行った後の金額の2分の1は、人口と従業者数により按分して、県内の市町に交付されます。

平成26年4月1日からは、上記金額の2分の1のうち、従来分は人口と従業者数で、引上げ分は人口により按分して交付しています。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

●概要

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税額の仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始しています。インボイス制度の下では、一定の事項が記載された帳簿及び「適格請求書（インボイス）」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

●適格請求書（インボイス）とは

売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、下の図の①～⑥の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類やデータをいいます。

The diagram shows a sample invoice (請求書) with the following details:

- ① 交付先の相手方（売上先）の氏名又は名称: (株) ○○ 御中
- ④ 売手（当社）の氏名又は名称及び登録番号: ▲▲▲▲ (株) 登録番号 T1234...
- ② 取引年月日: 11/1, 11/1, 11/15, 11/29
- ⑤ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）: 魚 ※, 豚肉 ※, 割りばし, タオルセット
- ③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率: 8%対象 15,000円, 10%対象 3,000円
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額: 消費税1,200円, 消費税 300円

※ 下線部は、特に注意する項目です。
※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です。

●適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります（注）。

登録申請書を提出し、税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合は登録番号が通知されるとともに、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において適格請求書発行事業者の登録番号や氏名または名称等の情報が公表されます。

（注）適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が、1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、申告が必要です。

●適格請求書発行事業者の義務等（売手の留意点）

適格請求書発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、原則取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

●仕入税額控除の要件（買手の留意点）

インボイス制度の下では、インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿および請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

●インボイス制度特設サイト

インボイス制度の基本的な内容をお知りになりたい方は、インボイス制度特設サイト（国税庁ホームページ）をご覧ください。



●インボイス制度に関する相談窓口

インボイス制度に関するご相談は、インボイスコールセンターや各税務署でお受けしております。

また、その他制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など、インボイス制度に関する様々なお困りごとについて、相談内容別の相談窓口一覧をインボイス制度特設サイトに掲載しております。

インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）

インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

（電話番号）0120-205-553（無料）

（受付時間）9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く。）

個別相談

個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方は、所轄の税務署へ電話（音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。）により、面接日時等をご予約いただきますようお願いします。